令和4年3月31日 告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する事業をいう。)において、骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)を提供した者(以下「ドナー」という。)の経済的負担等の軽減を図るため、当該ドナーに対し、淡路市骨髄等移植ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し淡路市補助金等交付規則(平成17年淡路市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

- 第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する 者とする。
 - (1) 骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業においてドナーとなった者
 - (2) 骨髄等を提供した日が令和4年4月1日以後であり、かつ、当該骨髄等を提供した日及び第4条第1項の規定による申請をした日において市内に住所を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。
 - (1) 骨髄等を提供した日においてドナー休暇制度(骨髄等を提供するに当たり必要な骨髄バンクへの登録、検査、入院等に要する相当の期間を特別有給休暇として認める制度をいう。以下同じ。)がある事業所に勤務している者
 - (2) 骨髄等の提供に関し、国又は他の地方公共団体から同種の助成等を受けている者 (助成金の額)
- 第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談に要した日数 (骨髄等の採取のための手術その他の骨髄等の提供に係る医療処置によって生じた健康 被害に係る治療のための日数を除く。)の合計数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、 1回の骨髄等の提供につき20万円を限度とする。
 - (1) 健康診断のための通院
 - (2) 自己血貯血のための通院
 - (3) 骨髄等の採取のための入院
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院 又は面談

(交付の申請)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄等を提供した日から1年以内に、淡路市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等を提供したことを証する書類
 - (2) 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付の決定)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、その結果を淡路市骨髄等移植ドナー助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、当該交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定 の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を 求めることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不適当であると認めるとき。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

淡路市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

淡路市長

様

(申請者)住 所 氏 名 電話番号

淡路市骨髄等移植ドナー助成事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請・請求 します。

1 申請内容

T .1.hH1.1.D.								
ふりがな								
氏 名				生年	生年月日		年 月 日	
骨髄等を提供した	₹	215	•					
日における住所	x .	×			×	ž	-	
骨髄等の提供に係		年	月	E		年	月	日
る通院又は面談を		年	月	В		年	月	H
した日					~	計	F	間
骨髄等の提供に係		年	月	日かり	ò			
る入院をした期間		年	月	目まっ	で	計	E	間
交付申請額	*				円			× 5
(請求額)						1 1 3		

2 振込先

助成金は、次の金融機関へ振り込んでください。

.737743131		IN / CIO C CICCO		
金融機	入 可h+166 目目 47	銀行・信用	金庫	本店・支店
	金融機関名	信用組合・	農協	出張所
振込口座	フリガナ	預金種	1目 普通	当座
	口座名義人	口座都	持	

- ※ 申請者(ドナー)本人以外の口座には振り込みできません。
- 3 確認事項
- □ 私は、ドナー休暇制度がある事業所に勤務しておらず、かつ、国又は他の地方公共団体 が実施する骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていません。
- □ 私は、市が助成金の交付に関し必要な情報(住民基本台帳・通院の状況等)を確認し、 及び調査することに同意します。

署名(自署)

4 添付書類

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等を提供したことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
- (3) 市長が必要と認める書類(

)

第 号 年 月 日

様

淡路市長

即

淡路市骨髄等移植ドナー助成金交付(不交付)決定通知書

月 日付けで申請のあった淡路市骨髄等移植ドナー助成金について、淡路市骨髄 等移植ドナー助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 交付する。 交付決定額

円

2 交付しない。 理 由